

平成 29 年第 10 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 29 年 10 月 17 日午後 3 時から、稲城市商工会中会議室（地域振興プラザ 2 階）において、平成 29 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	佐藤 篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
生涯学習課生涯学習支援係副係長	小谷田 政夫
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 26 号議案
「稲城市指定文化財の指定について」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員 長 ただいまから、平成29年度第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
資料の確認はよろしいですか。

それでは、初めに日程第4、第26号議案の関係で、生涯学習課長から関係職員として生涯学習課生涯学習支援係の文化財担当の小谷田学芸員の出席について申し出がありましたので、これを許可しております。よろしく願いいたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員をお願いいたします。

城所委員 はい。

委員 長 次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課 1 教育委員会後援名義について
2 平成29年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学 務 課 1 平成29年9月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成29年度第1回稲城市学校保健連絡会について
3 平成29年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について

指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 担当者事業について 2 推進事業について 3 研修事業について 4 学校訪問事業について 5 教育センター関係について
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育委員関係について 2 社会教育活動の振興について 3 芸術文化活動の振興について 4 成人式関係について 5 文化財の保護と普及について 6 生涯学習推進事業について 7 学校施設コミュニティ開放事業について 8 放課後子ども教室参加状況について 9 公民館主催事業の実施状況について 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について 11 平成29年9月生涯学習課利用統計について
体 育 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ推進委員協議会関係について 2 市立公園内体育施設管理運営について 3 社会体育施設管理運営について 4 学校開放事業について 5 体力づくり運営推進事業について 6 ヴェルディ支援推進事業について
学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> 1 フードシステムソリューション2017について 2 平成29年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究会について
図書館課	<ul style="list-style-type: none"> 1 ブックスタート事業について 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について 3 城山体験学習館の主な事業について 4 地域との連携について 5 学校との連携について 6 図書館の利用状況(平成29年9月)について

委員 長 ありがとうございます。
 教育行政報告が終わりました。
 次に、日程第 4 第26号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題と
 いたします。
 職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

 (暫時休憩)

 ※職員の入替え (生涯学習課生涯学習支援係副係長 入室)

委員 長 それでは、再開いたします。
 それでは、日程第 4 第26号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議
 題といたします。
 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき、稲城市
 指定文化財の指定を行うため、本案を提出するものです。
 詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員 長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 6月の教育委員会定例会において、稲城市文化財保護審議会への諮問につい
 てご審議いただきました。そのときと重複する部分があると存じますが、議
 案書、議案概要書に沿って説明申し上げます。

 まずは議案概要書をお開きください。

 議案番号第26号。件名、稲城市指定文化財の指定について。

 稲城市文化財保護条例第 4 条の規定に基づき、稲城市指定文化財を指定する
 ものでございます。

 6月21日付で教育委員会より諮問をいただきまして、その後審議会には、調
 査研究のため 2 回の審議を行っております。この審議を経て10月 3 日付で答申
 がありました。教育委員会としましては、この答申に基づき、指定文化財に指
 定するため本案を提出するものでございます。

 指定候補は、こちら下のところに記載がございます、平尾台原遺跡出土品、
 駒沢学園校地内遺跡出土品、稲城市豎台遺跡出土品、平尾入定塚出土品、附、
 発掘調査資料でございます。

 議案書にお戻りいただきまして、2 枚目をお開きください。稲城市文化財保
 護審議会より受けた答申の文書となります。

 続きまして、次のページをお開きください。A 4 横の表となります。指定候

補が記載されておりますので、読みながら説明申し上げます。

まずは、平尾台原遺跡出土品でございます。種別が有形文化財。内容と員数は、縄文時代の土器・石器106点。弥生時代の土器・石器14点。古墳時代の土器・石器・青銅器47点。奈良時代の土器8点。合計175点でございます。

理由につきましては、平尾台原遺跡出土品は、縄文時代から弥生時代、古墳時代、奈良時代に及ぶ資料でございます。特に弥生時代の土器と石器は、稲城市で初めて発見された貴重な資料でございます。各時代の資料は、稲城市の原始・古代の生活、集落の状況を知るうえで欠くことのできない重要な資料であるため指定することが望ましいです。

補足としましては、ほかに資料を用意させていただいております。

つづり紐のある資料を見ていただけますか。平成29年度稲城市文化財候補(2)の7ページをお開きください。

縄文時代の資料は、縄文土器や土製品、9種類の石器で構成され、縄文時代の生活や集落の状況を具体的に知る資料が整っており貴重な資料でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

弥生時代の資料は、竪穴式住居、方形周溝墓から出土した資料で、壺型、高坏形、台付甕形土器、砥石などで構成され、稲城市で初めて発見されたものであり、稲城市周辺地域からの出土例も大変少ないことから、貴重な資料でございます。

続きまして、11ページから13ページまでお開きください。

古墳・奈良時代の資料は、竪穴式住居から出土した資料で、この時期はかまどがつくられた時代であり、当時の生活の中のかまどで使用したと思われる甕形土器や食器として使われた坏形土器がそろって出土してございます。また、装飾品であります青銅器、11ページ141、一番下のところです。こちらも出土し、その時代の生活を知るために大変な資料となっております。

続きましては、駒沢学園校地内遺跡出土品についてご説明に入ります。先ほどの議案書に添付されましたA4横の表を見ていただけますか。駒沢学園校地内遺跡出土品でございます。

こちら種別が有形文化財。内容と員数は、縄文時代草創期の土器・石器5点。縄文時代の前期・中期の土器3点。合計8点でございます。

理由につきましては、駒沢学園校地内遺跡出土品は、縄文時代草創期及び前期・中期の資料でございます。特に縄文時代草創期の土器と石器は、稲城市で最も古い縄文時代の資料であり、貴重でございます。縄文時代の前期・中期の土器と合わせて、稲城市の縄文時代の状況を知るうえで欠くことのできない重要な資料であるため指定することが望ましいと考えております。

補足としましては、先ほどのつづり紐のほうで16ページをお開きいただけますか。

縄文時代草創期の資料は、1番の深鉢型土器1点とその時期の石器4点でございます。今から約10万2,000年前に使われた資料でございます。稲城市域から発見された縄文時代資料としては最も古い資料と言えるものでございます。1番の土器は3片の破片でございますが、口縁部と胴部の破片がそろっており、全体の形が高さ約20センチ、口径約18センチの丸底形土器になることが推定されます。縄文時代草創期の資料は出土例が少なく、貴重な資料でございます。

縄文時代前期・中期の土器の3点は、縄文時代の集石跡から出土したものでございます。3点ともほぼ完全な形に復元できるもので、特に中期の土器2点は、関東地方東部地域から持ち込まれたもので、当時の交易の様子を知ることができる資料でございます。縄文時代前期・中期の生活の様子を知ることができるものであり、大変貴重な資料と言えるものでございます。

続きまして、稲城市堅台遺跡出土品でございます。また議案書のほうの表にお戻りいただけますでしょうか。

稲城市堅台遺跡出土品でございます。種別は有形文化財。内容・員数は、縄文時代の土器4点。奈良・平安時代の土器・石器・鉄器・陶器119点。合計123点でございます。

理由といたしましては、稲城市堅台遺跡出土品は、縄文時代と奈良・平安時代の資料でございます。特に縄文時代の土器と奈良・平安時代の集落跡から出土した土器・石器・鉄器・陶器は、稲城市の原始・古代の生活と集落の状況を知るうえで欠くことのできない貴重な、重要な資料であるため指定することが望ましいと思っております。

補足といたしましては、つづり紐のほうの、指定候補(2)の21ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

縄文時代の資料は、深鉢形土器3点と器台1点であり、全て堅穴住居跡から出土した資料でございます。土器は底部を欠いておりますが、全体の形や文様が復元できる資料であり貴重でございます。器台は完形品であり、用途はものを置く台と考えられております。出土例が大変少なく貴重な資料でございます。これら縄文時代の資料は、縄文時代の生活の様子を明らかにするものであり、貴重な資料でございます。

奈良・平安時代の資料はこの遺跡の中心をなす資料でございます。8世紀から11世紀につくられました堅穴住居跡と掘立柱建物跡から出土したものでございます。当時の生活に使われた土器・石器・鉄器・陶器などがそろって出土しており、稲城市域の奈良・平安時代の生活と集落の状況を知ることができる貴重な資料でございます。

最後に、平尾入定塚出土品附発掘調査資料でございます。また議案書のA4横の表をごらんください。

種別、有形文化財。内容・員数は入定塚出土の銅銭・鉄釘・刀子52点。附、発掘調査資料51点。合計103点でございます。

理由は、平尾入定塚は、室町時代末期築造の塚であり、出土した銅銭・鉄釘・刀子の資料は、入定塚の歴史と構造を示す重要な資料でございます。また昭和34年の発掘調査資料は、当時の調査状況を知ることができる貴重な資料でございます。両資料は中世の入定塚の資料を知るために、欠くことのできない重要な資料でございます。

また補足をさせていただきます。先ほどのつづり紐にあります28ページをお開きいただけますでしょうか。

平尾入定塚は、室町時代末期につくられた塚でございます。入定とは、真言宗を開いた空海の教えを信ずる僧侶たちが、生きながら塚に入り経文を唱えながら修行する行為のことでございます。この修行の場所が入定塚であります。昭和34年の発掘調査により出土した資料は、銅銭・鉄釘・刀子計52点です。これらの出土品は、入定塚の構造と入定の修行の実態を明らかにする資料であります。中世の塚の実態を明らかにする資料は大変少ないことから、貴重な資料と言えるところでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

昭和34年の発掘調査で作成した資料は、板碑の拓本、遺構等の図面、遺構遺物の調査資料でございます。これらの資料は発掘調査を実施した中で作成されたものであり、当時の発掘調査の様子を具体的に知ることができる貴重な資料であるため、附属資料として指定することが望ましいと考えております。

以上が、こちらの説明でございました。

続きまして、平成29年度指定文化財候補（1）をごらんいただけますでしょうか。個別の資料で申しわけありません。

稲城市文化財保護条例の抜粋でございます。下のほうの第4条でございます。

第4条、教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを、稲城市指定有形文化財に指定することができる。とされておりました。この第4条を基準としまして指定の判断をお願いしたいと考えております。

続きまして、次のページをお開きください。文化財保護審議会の審議経過の資料をつけてございます。

文化財保護審議会では、先ほども述べましたが2回の審議を行っております。

1回目は、平成29年7月13日、この日は指定文化財候補の4遺跡について事務局より説明いたしております。先ほどつづり紐でつづったものを見ていただきましたが、そちらを平成29年度の候補として説明を行っております。

2回目は、平成29年10月3日、指定文化財候補となりました平尾台原遺跡出土品、駒沢学園校地内遺跡出土品、稲城市壺台遺跡出土品、平尾入定塚出土品附発

掘調査資料の4件の文化財について、実際に委員さんに見ていただいております。

また、そのときに審議員より質問が出されておりますので、そちらのほうに記載しております。

説明につきましては以上となりますので、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございました。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたのでこれより質疑をお願いいたします。
今泉委員、どうぞ。

今泉委員 質問です。今回、指定文化財ということで指定されると、いつ以来の稲城市の文化財指定になりますか。

委員 長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 稲城市指定文化財に指定されている文化財は、現在、19点ございます。最後に指定を行ったのは、平成元年有形文化財の旧報恩寺の文化財が指定されて以来となりますので、28年ぶりとなります。平成元年の時点で稲城市の指定文化財は、今後新しい発見がない限りは、市指定としてふさわしい文化財は出ないのではないかと認識していたところでございます。

委員 長 はい、ありがとうございます。

今泉委員 この四つの資料を見る限り、新しく発見したという形ではないようですが、指定するに当たり、なぜ、この4点選出したのでしょうか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の4点につきましては、新しい発見ではございませんが、平成18年3月に大丸の瓦谷戸窯跡の出土遺物804点が東京都の有形文化財に指定されました。平成9年の発掘調査による出土遺物の中から特に重要な804点を選んで指定したものでございます。このときの指定を参考にしまして、市内の過去に発掘調査をした遺跡の出土品を再検討しまして、また、再評価いたしました。そして、特に重要と思われる4遺跡の出土品を再整理し、指定文化財候補といたしました。

作業に当たりましては、発掘調査報告書、稲城市指針の趣旨等の掲載資料も参考にして、出土品1点1点を再確認して指定候補の選出をいたしたところでございます。

委員 長 はい、ありがとうございました。
はい、どうぞ、今泉委員。

今泉委員 そうすると、改めて再確認して再評価して価値を見出したということですね。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

今泉委員 価値見出せてよかったと思います。ありがとうございます。

委員 長 はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
城所委員、どうぞ。

城所委員 先ほどの指定文化財候補（１）の資料のところの生涯学習課長の説明の中で、この文化財を指定するために、稲城市文化財保護条例第４条で、市にとって重要なものを稲城市指定有形文化財に指定することができるというご説明がありました。この具体的な判断基準というのは、どこにあるのか、ご説明いただけますか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、稲城市指定文化財に指定いただく判断基準につきましては、稲城市内に存在するものの中で、歴史、文化、学術上価値の高い文化財であること、文化財調査を実施したものの中で同種類の文化財と比べて特に価値の高い文化財であること、民族資料の中で生活の推移の理解のために欠くことのできない価値の高い文化財であることとございます。東京都やほかの他市の指定の基準と同様となっているところでございます。

委員 長 はい、ありがとうございます。
どうぞ、関連で。

城所委員 先ほどの稲城市指定文化財の指定についての答申のほうを見ますと、文化財保護審議会委員の方が今回、４点指定候補を選出されていますが、文化財保護審議会の方々は、専門的な観点から判断されたということによろしいですか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長　文化財保護審議会委員の方々は、稲城市文化財保護条例の第41条により、「委員は文化財に関し広く、高い識見を要する者のうちから教育委員会が委嘱する」とされております。大学の教授や博物館の学芸員や大学の専門員などの方が現在委員になっていただいているところでございます。調査の報告書から抜粋した資料や実際に現地で実物を見ていただきまして、専門的な観点で判断を行ったと認識しているところでございます。

城所委員　はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長　はい、ありがとうございました。ほかには質疑はありますか。どうぞ、澁谷委員。

澁谷委員　基本的なことをちょっとお尋ねしたいと思います。稲城市内には幾つの遺跡があるのでしょうか。

委員長　生涯学習課長。

生涯学習課長　市内には162の遺跡がございます。調査研究済みは101遺跡でございます。ほとんどが区画整理など大きな開発をする前に調査研究をしまして、報告書が出されています。大きなところと申しますと上平尾、南山、駒沢学園、若葉台、長峰、向陽台などのニュータウンでございます。

澁谷委員　今、101ということは何いしましたが、このたびは4遺跡を選出されましたが、ほかの調査したところからは市の指定にふさわしいというようなものはなかったのでしょうか。

委員長　生涯学習課長。

生涯学習課長　調査研究済みのほかの遺跡からは、縄文時代の土器や石器など出土しておりましたが、指定に値するようなふさわしい遺物は出土しておりませんでした。住居跡からまとまって出土したのは、今回の4遺跡で、当時の生活が伺えるものが多く出土しております。ただ、竪台や六間台を除く多摩ニュータウン地域の遺跡は東京都が踏査研究を行っております。東京都教育委員会よりそちらのほうの多摩ニュータウン遺跡のほうの遺跡に関しましては、二つの遺跡から出土した遺物が指定を受けておりまして、現在は多摩センター駅前にあります東京都埋蔵文化センターで出土品を保管しているところでございます。

以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

澁谷委員 遺跡の調査、研究というのは、今後、どのように行われますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 大規模な場合は、区画整理などの開発時になります。また、大規模な区画整理などが無い場合は、遺跡の中に住居などを建てる場合がございます。そのときには市の学芸員が工事現場で立ち会いを必ず行っています。遺物が出てこないか試掘調査を行い、確認しているところでございます。その際、貴重な遺物が出てきた場合には、試掘調査から発掘調査に移行しまして、貴重な文化財であるか判断するための調査研究を行うことになっております。

委員長 はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
城所委員、どうぞ。

城所委員 再度確認でよろしいでしょうか。この文化財について、文化財保護審議会での評価について教えていただきたいです。また、教育委員会では、この評価をどのようにすべきと考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長 生涯学習課長、どうぞ。

生涯学習課長 文化財保護審議会では、資料の説明を受けまして、実際に見学をしていただいたところでございます。その見学した後は、A4の横の表があったかと思っておりますが、あちらの理由欄の記載のとおり、4件に関しましては、全ての候補につきましては貴重な資料であるため、指定することが望ましいと審議会のほうでは評価していたところでございます。教育委員会としましても、専門的知識を有する文化財保護審議会の判断であることを尊重しまして、同様の判断としていただければと思っております。

委員長 城所委員。

城所委員 じゃあ、都内の他市町村でも同じような文化財指定というのはされているのでしょうか。いかがですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 都内のほかの市町村の状況でございますが、平成26年3月31日現在、東京都及び都内の区市町村では、利島村と青ヶ島村を除く全ての自治体で文化財指定を行っております。東京都で813件、区市町村で2,138件の指定文化財がございます。なお、利島村と青ヶ島村には、こちらの独自の文化財指定はございませんが、東京都の指定文化財はございますので、都内の全ての自治体に指定文化財が存在することになります。近隣市では、多摩市が19件、町田市で49件、調布市で55件、狛江市で26件となっているところでございます。

城所委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。おもしろいですね。
今泉委員、どうぞ。

今泉委員 今回、4点文化財に指定するということになりましたが、予算的にはどのような対応をとることになりますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 予算でございますが、今回の遺跡の出土品4件につきましては、保管・展示にかかわるものでございます。既に教育委員会で保管しておりますので、特別な予算を必要としてございません。今後も、この4件につきましては、保管などの管理に要する経費は発生しないものと考えているところでございます。一般的な指定文化財に関しましては、例えば常楽寺にあります稲城指定文化財の地蔵菩薩塔などの修繕が必要となる場合でございますが、文化財所有者からの申請があった場合は、稲城市文化財保存事業費補助金交付要領の規程にのっとりまして、市の補助金を支出することになります。補助金の額につきましては、補助対象経費の50%以内の額と規定がございます。

ほかに、例えば建造物などが指定する場合、看板などを設置することになりますので、そういった場合は看板作成費などの経費が必要となってくるところでございます。

なお、指定書の交付などの事務的な部分では特別な予算はかからないところでございます。

委員長 関連でどうぞ。

今泉委員 文化財に指定されたということですが、貴重品ということで盗まれるなどの心配はありませんか。

生涯学習課長 貴重な文化財です。今回の4件に関しましては、もちろん鍵のかかるところにしまっております。閲覧、展示するときは、ケースに鍵がかかるようになっていきますので、特にそういう心配はしていないところでございます。また、ほかの指定されているものの中で個人、教育委員会で持っていないものもございまして、そういうものはご自宅で所有者の方が保存していただいておりますので、今のところは特にそのような発生したということは、こちらのほうには情報はないところで、管理は徹底しているはずでございます。

今泉委員 ありがとうございます。あと、最後に一つです。指定後の予定はどのようになりますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 本日、ご承認を賜りました後は、速やかに条例で決まっておりますので告示をしてまいります。また、周知につきましては、生涯学習だより「ひろば」やホームページで広くPRをして周知をしていきたいと思っております。さらに、郷土資料室で企画展示を1月下旬から2月中旬ぐらい、承認されましたら企画展示も考えているところでございます。企画展示後も指定された文化財がわかるように、郷土資料室も各出店出土品に表示をして、これが今回指定されたというようにわかるように、誰にもわかるような展示の仕方を工夫してまいりたいと考えております。

そして、指定文化財を記述しました文化財ノートを4,000部作成しまして、市民の方に無料配布し、周知するよう考えているところでございます。

今泉委員 28年ぶりなので、しっかりアピールしていただけてうれしいなと思います。

生涯学習課長 はい、ありがとうございます。

委員長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、いろいろとご質問を挙げておりますが。何かまだございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第26号議案「稲城市指定文化財の指定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※職員の入れかえ (生涯学習課生涯学習支援係副係長 退席)

委員長 再開いたします。

次に、日程第5 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。

「平成29年度全国学力・学習状況調査結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要につきまして、報告させていただきます。

お手元の資料、報告事項の資料の表紙をおめくりいただいて、A3判資料のNo. 1をごらんください。

調査の目的でございます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることでございます。

調査の対象でございます。小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒を対象としております。

調査の内容についてでございます。教科に関する調査と質問紙調査の大きく二つございます。

教科に関する調査につきましては、国語と算数・数学について調査を実施し、それぞれA問題として、主として知識に関する問題。B問題として、主として活用に関する問題が出題されております。

質問紙調査につきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を行っております。

調査日につきましては、全国と同一の平成29年4月18日に市内の全小中学校において実施いたしました。

右側の表をごらんください。II教科に関する調査の結果概要についてでございます。

小学校における国語、算数のA問題、B問題、中学校における国語、数学のA問題、B問題、全ての項目につきまして、全国の平均正答率を上回っており

ます。資料にはございませんが、各教科の特色につきまして簡単に説明させていただきます。

小学校の国語につきましては、特にA問題の目的に応じて文章の中から必要な情報を見つけて読むとか、俳句の情景を捉えるなど、読むことの領域につきまして、稲城市は全国の平均正答率を4.2ポイント上回るという結果でございました。

小学校国語の課題といたしましては、A問題の漢字を正しく書く、漢字を正しく読むなど、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の領域につきまして課題が見られました。

小学校の算数につきましては、B問題の飛び離れた数値を除いた場合の平均を求める式を判断することができるなどの量と測定の領域につきまして、全国の平均正答率を3.7ポイント上回る結果でございます。

小学校算数の課題といたしましては、加法と乗法の混合した整数と小数の計算をすることができるや、商の分数であらわすことができるなどの数と計算の領域の設問につきまして課題が見られております。

次に、中学校の国語につきましては、ほとんどの設問につきまして、全国の平均正答率を上回るという結果でございました。

課題といたしましては、相手の反応を踏まえながら事実や事柄が相手にわかりやすく伝わるように工夫して話すという内容の設問について課題が見られております。

中学校の数学につきましては、数と式の領域につきまして、全国の平均正答率を上回っております、A問題につきましては全国の平均正答率を5.2ポイント、B問題につきましても同じく数と式の領域につきまして全国の平均正答率を5ポイント上回るという結果でございました。

課題といたしましては、空間図形に関するところに課題が見られまして、円錐が回転体としてどのように構成されているか理解しているとか、見取り図にあらわされた立方体の面上の線分の関係を読み取るなど、空間図形に関する設問で課題が見られております。

続きまして資料の内容について、ご説明申し上げます。No. 1の下側Ⅲ、質問紙調査の結果概要についてでございます。

調査結果の中で、稲城市の児童生徒に顕著にあらわれたものの中から主だったものを記載させていただいております。幾つか選んで説明させていただきます。

まず、小学校の1番目の項目、自分には、よいところがあると思いますかという設問につきましては、稲城市の児童の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも高く、稲城市の小学校第6学年につきましては、自己を肯定的に捉えている児童が多いという結果でございました。

下のほうの中学校の下から2番目に同じ内容の質問がございますが、中学校

第3学年につきましては、自己を肯定的に捉えているという生徒の割合が全国や東京都と比較して少ないという結果がございました。また、中学校の一番下の項目、学校に行くのは楽しいと思いますかという設問につきましても、課題が見られております。できた、わかったという体験であるとか、生徒が活躍できる場の設定など自己肯定感を高める指導という点について課題があるというふうに捉えております。

次に、小学校に戻っていただいて、小学校の3番目の項目、昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますかという設問。中学校の一番上にも同じ設問がございました。この設問につきまして、週に1回以上と答えた児童生徒の割合が、小学校・中学校ともに全国や東京都の割合よりも高いという結果がございました。稲城市につきましては、朝読書に取り組んだり、全校に学校図書館活性化推進員を配置しているということがございますので、そのような学校図書館の整備や読書活動の充実に取り組んでいることが要因ではないかというふうに考えております。

また、小学校の4番目の項目で、あと同じ質問で中学校の3番目の項目で、授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人とかかわったりする機会があったと思いますかという設問につきましては、この設問は平成29年度の新規の設問でございますが、小学校・中学校ともに全国や東京都の割合よりも高いという結果がございました。稲城市ではE S Dを教育施策の柱としており、地域の特色を調べたり、地域人材等を活用した教育活動を推進したりしておりますので、その結果があらわれているものというふうに捉えております。

小学校の一番最後の項目、家で、自分で計画を立てて勉強をしていますかという設問につきましては、全国や東京都の割合と比較して肯定的な回答した割合が低いという結果がございました。家庭学習の一層の充実化を図ることが課題であるというふうに捉えております。

続きまして、資料のNo. 2をごらんください。No. 2以降の資料につきましては、質問紙調査の結果と教科に関する調査の平均正答率のクロス集計結果でございます。No. 2とNo. 3が小学校の結果、No. 4とNo. 5が中学校の結果でございます。主だったもののみご説明申し上げます。

初めに資料のNo. 2、小学校の左側一番下の設問をごらんください。普段、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますかという設問でございます。稲城市の児童は携帯電話やスマートフォンを持っていないと使用が30分より少ないという項目をあわせた児童の割合が全国や東京都と比較すると多く、また逆に3時間以上使用しているという児童の割合が全国や東京都よりも少ないという結果でございます。また、その表の稲城市の平均正答率の欄をごらんください。携帯電話やスマートフォンの使用時間が1時間より少ない児童と3時間以上の児童を比較する

と、使用時間が少ない方が平均正答率が高いという傾向が見られます。

2枚めくっていただいたN o. 4、同じ左側の一番下に中学校に関する同じ設問が記載されてございます。

中学校でも、稲城市の生徒の使用の傾向や平均正答率の相関に同じような傾向が見られております。携帯電話やスマートフォンを持っていないや30分より少ないという割合が多く、逆に3時間以上使用しているという割合が少ないという傾向にございます。今回の資料の記載にはございませんが、ほかの設問で1日当たりどのくらいの時間コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含んだテレビゲームをしますかという設問では、稲城市の小中学校はともに、全くしない、1時間より少ないと答えた児童生徒の割合は全国や東京都よりも多く、逆に3時間以上していると答えた児童生徒の割合は全国や東京都よりも少ないという結果がございました。スマートフォン等の利用につきましては、各小中学校でSNS学校ルールを定めるとともに、保護者の方にご家庭のルールについても子供と一緒に考えていただくよう呼びかけています。引き続き、スマートフォン等の適正の利用について啓発したいと考えております。

続きまして、N o. 3をごらんください。N o. 3の左側の一番下の項目、5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなど工夫して発表していたと思いませんかという設問、あわせて右側の上から3番目の項目、学級や友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いませんか、この二つの設問につきましては、主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善に関する設問項目でございます。小学校第6学年では、どちらの設問につきましても、稲城市の肯定的な回答をした児童の割合は全国や東京都よりも高い結果でございました。ただ、中学校につきましても、2枚めくっていただいたN o. 5、同じ箇所中学校第3学年に対する同じ設問がございしますが、中学校第3学年では肯定的回答をした生徒の割合は、東京都と比較するとほぼ同値という結果でございました。

小学校・中学校ともに肯定的な回答をした児童生徒のほうが平均正答率が高いという傾向が見られますことから、今後、新しい学習指導要領に示されている主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善の一層の工夫・改善がこれから必要になってくるというふうに考えております。

その他の設問の詳細につきましては、またお手元の資料のほうでご確認いただけたらと思っております。

この結果につきましては、各小中学校では、現在、学校ごとに自校の調査結果を分析し、成果と課題を明らかにして、学校だより等で保護者等に結果を公開しているところでございます。また、調査結果を授業改善推進プランなどに反映して、授業改善に活用しているところでございます。

以上、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要のご報告といたします。

委員長 ありがとうございます。以上で報告書の説明が終わりました。
これより質疑をお願いいたします。何かございましたら、どうぞ。
どうぞ、城所委員。

城所委員 今、指導課長のご説明をいただいて、学力の部分は、もう全国レベルを数値としては超えているというところで理解をしました。あとは、No. 2以降の部分でご説明をいただいた部分では、本当にESDの教育の部分あるいは読書活動の部分、言語活動、いわゆる主体的、対話的、深い学びという部分が数字としてあらわれてきているなというところで、非常に稲城市の教育委員会委員としては喜ばしく思います。いいところをご説明いただきまして、指導課として気になる数字を教えてくださいたいです。いかがでしょうか。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 全国学力・学習状況調査につきましては、毎年小学校第6学年、中学校第3学年なので、毎年調査の対象の集団が変わるということがありますので、年によって、その集団の傾向というものが出ております。なかなか全体を通して稲城市全体の傾向というのは申し上げにくいところがありますが、今回の小学校6年生、中学校第3学年の傾向を見たときに、中学校第3学年のところ、先ほど申し上げました自己肯定感に関するところの数値が低くなっているというところがあると捉えております。学校生活を通して、やはり自己肯定感なり自尊感情を高められるように指導、生徒ができたとかわかったというところ、あとは活躍する場面で肯定的な評価をしていくということが自身を認められていく、そのあたりが課題というふうには考えております。

また、同じく中学校につきましてNo. 5の右側の一番上のところに道德の時間において自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思いますかというところについて、稲城市の肯定的な結果が東京都・全国と比べて低いという割合が出ております。道德につきましては小学校では、来年平成30年度より特別な教科道德の指導が始まり、中学校では平成31年度から始まります。これに向けて、やはり考える道德、議論する道德という内容の一層の充実を図るところが課題であるというふうには捉えております。これにつきまして、中学校第3学年の結果ですので、ほかの学習集団によっては傾向が異なるということもあるかもしれません。これから新しい学習指導要領については、求められる資質能力というものがありますので、結果を踏まえながら全ての児童生徒に対して同様の指導をしていくことが必要であるというふうには捉えております。

城所委員 はい、ありがとうございます。私も、中学3年生というと思春期もありますし、いろんな部分で数字的な部分の変化はあろうかと思えます。自己肯定感、学校に行くのは楽しいと思えますか、というところで、全国平均より下がっているところが気になります。今後の指導に活かしていただければと思えます。

委員長 ほかはいかがでしょうか。

私も自己肯定感が低いことが、意外でした。いろんところで全国を上回っているという自分の一生懸命勉強しているということに対して、子供たちが本当に、ああ、よかったなというような思いをたくさんこれからしてもらえると、自己肯定感が上がってくるんじゃないかな。学校が楽しいよ、自分の気持ちがこんなに伝わったら、先生との人間関係だと思えるんですね。これからはいろんな形でアップできるように、お願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後4時35分閉会)